

金融危機対応会議会議規程(案)

平成 15 年 5 月 17 日
金融危機対応会議

(趣旨)

第一条 金融危機対応会議(以下「会議」という。)の議事の手続その他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この会議規程の定めるところによる。

(招集)

第二条 会議は、内閣総理大臣の諮問に基づき、議長が招集する。

(定足数)

第三条 会議は、議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第四条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、緊急を要する重要な事項を議決するための会議を招集した場合において、やむを得ない事情により議員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に会議の議決を経ることが会議の目的達成上真に必要なやむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により議決を求めることができる。

3 前項の規定による議決を行う場合において、電話その他の方法により当該議決に加わる者は、会議に出席しているものとみなす。

(会議の非公開)

第五条 会議は、公開しない。

(審議結果の公表)

第六条 議長又は金融担当大臣(農水産業協同組合貯金保険法(昭和 48 年法律第 53 号)に関する事項については主務大臣)は、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)及び農水産業協同組合貯金保険法の定めにより会議の議を経ることとされている事項については、当該事項に関する会議の審議結果を、原則として、内閣総理大臣(農水産業協同組合貯金保険法に関する事項については主務大臣)の行う認定等とともに公表し、それ以外の会議の審議事項についての審議結果は原則として、会議後、適当と認める方法により、公表する。

(議事録)

第七条 会議が開催されたときは、金融庁監督局総務課が財務省大臣官房信用機構課の協力を得て議事録を作成する。議事録は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に定める不開示情報を除き、会議から一定期間を経過した後に公表する。

(その他)

第八条 議事の進行は、金融担当大臣が行う。

第九条 この会議規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

第十条 この会議規程の改正は、会議の議決による。

附 則

この会議規程は、平成15年5月17日より施行する。